

認知症介護実践者等研修概要

【1】認知症介護実践研修

①認知症介護実践者研修（旧痴呆介護実務者研修「基礎課程」）

研修目的：施設、在宅に関わらず認知症の原因疾患や容態に応じ、本人やその家族の生活の質の向上を図る対応や技術を修得する。

対 象 者：介護保険施設・事業所等に従事する介護職員等であって、原則として認知症介護基礎研修を修了した者、あるいはそれと同等以上の能力を有する者であり、身体介護に関する基本的知識・技術を修得しており介護実務経験が2年以上の者

（旧「基礎課程」修了者は受講済とみなすが、受講人数に余裕があれば実践者研修を受講することは可能）

研修期間：講義・演習5日間、自施設実習20日間、実習のまとめ1日間

実施予定：1回目6～9月、2回目11～2月
各80人程度（定員75名＋補講者）

②認知症介護実践リーダー研修（旧痴呆介護実務者研修「専門課程」）

研修目的：ケアチームにおける指導的立場として実践者の知識・技術・態度を指導する能力および実践リーダーとしてのチームマネジメント能力を修得する。

対 象 者：介護保険施設・事業所等に従事する介護職員等であって、介護業務に5年以上従事した経験を有し、かつ、ケアチームのリーダーまたはリーダーになることが予定される者で、認知症介護実践者研修を修了し1年以上経過している者

（旧「専門課程」修了者は受講済みとみなすが、専門課程の研修目的のうち、リーダー養成の目的を特化、強化した内容であるため、受講人数に余裕があれば実践リーダー研修を受講することは可能。）

介護保険施設・事業所等においてサービスを利用者に直接提供する介護職員として、介護福祉士資格を取得した日から起算して10年以上、かつ1,800日以上の実務経験を有する者あるいはそれと同等以上の能力を有する者であると実施主体の長が認めた者（令和9年3月31日まで）

研修期間：講義・演習5日間、自施設実習20日間、実習のまとめ1日間

実施予定：8～11月 60人程度

【2】認知症対応型サービス事業開設者研修

研修目的：指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業者・指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業者・指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者となる者が、当該事業を運営していく上で必要な認知症介護に関する知識を修得する。（開設前必須研修）

対 象 者：上記事業者の代表者となる者

研修期間：講義12時間程度、現場体験1日間

実施予定：実践者研修と同時期開催とする
各 10 人程度

【3】認知症対応型サービス事業管理者研修

研修目的：単独型・併設型指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業所・共用型指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業所・指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所・指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所・指定看護小規模多機能型居宅介護事業所を管理・運営していくために必要な知識および技術を修得する。（開設前必須研修）

対象者：上記事業所の管理者または管理者になることが予定される者で、認知症介護実践者研修（旧基礎課程を含む）を修了し、または修了する予定の者

研修期間：講義 15 時間程度

実施予定：実践者研修と同時期開催とする
各 30 人程度

【4】小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

研修目的：指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所・指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における計画作成担当者に必要な知識および技術を修得する。（開設前必須研修）

対象者：上記事業所の計画作成担当者または計画作成担当者になることが予定される者で、認知症介護実践者研修（旧基礎課程を含む）を修了し、または修了する予定の者

研修期間：講義・演習 10 時間程度

実施予定：実践者研修と同時期開催とする
各 10 人程度

《留意事項》

ア. 【1】・【2】・【3】・【4】いずれも全日程受講が可能な者に限る。

イ. 本研修の受講により地域密着型サービス事業者の指定基準等を満たす事業者については、市町長または坂井地区広域連合長（以下「市町長等」という。）の推薦があれば、その受講について特段の配慮を行うので、各市町または坂井地区広域連合の介護保険担当課あて受講申込書を提出すること。

ウ. 【2】・【3】・【4】の各条件に当てはまる場合には、申込みにより同時受講可能とする。

エ. 【3】・【4】の受講については、事前に【1】－①を修了していることが必要。【1】－①未修了者は、【3】・【4】を受講できない。ただし、市町長等の推薦があり、やむを得ないと福井県が判断できる場合に限り、【1】－①との同時受講を可能とする。なお、開設前事業所においては、併設施設や他の事業所の協力を得るなどして 20 日間の現場実習を行える場合にのみ【1】－①との同時受講を可能とする。

オ. 研修受講中に申込時所属の事業所を退職した場合は、受講継続を不可とする。